

○横瀬町猿害等防護柵等設置費補助金交付要綱

平成12年3月31日

告示第19号

改正 平成22年2月25日告示第10号

平成24年1月17日告示第2号

平成30年10月31日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、サル、シカ、イノシシ等による農作物等の被害(以下「猿害等」という。)を防ぐため、予算の範囲内において町が交付する猿害等防護柵等設置費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「猿害等防護柵等」とは、猿害等を防除するための柵や網をいい、当該防護柵等を設置するための支柱、梁及びロープ類を含むものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、町内に住所を有し、自ら耕作等を行っている者で、現に猿害等を受け、又は猿害等を受けるおそれのある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町税等を滞納している者は、補助金を受けることができない。

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費は、前条に規定する補助対象者が町内の耕作地に設置した防護柵等の材料費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業費の8割(100円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猿害等防護柵等設置費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、猿害等防護柵等を設置した年度内に一度だけ申請できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、猿害等防護柵等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は猿害等防護柵等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 町長は、前条の補助金の交付決定を受けた者が次の各号に該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 申請書の内容に虚偽の記載又は不正があったとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第53号)